

「種の保存法」とは

絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)が施行されました。
種の保存法に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種等を「国内希少野生動植物種」に指定しています。
また特にその保存を緊急に図る必要があると認められる種については「緊急指定種」に指定され、捕獲・殺傷、譲渡し、輸出入、陳列等が禁止されます。

国内希少野生動植物種・緊急指定種に対する規制

01

捕獲・採取・殺傷・損傷は原則禁止



02

販売・頒布目的の陳列・公告と、譲渡し等は原則禁止

※譲渡し等:
あげる/もらう
売る/買う
貸す/借りる



※ 学術研究等を目的とした捕獲等は、環境省に申請の上、許可される場合があります。
※ 「特定第一種国内希少野生動植物種」の人工繁殖個体については、法律に基づき届け出た事業者から購入できます。
※ 「特定第二種国内希少野生動植物種」は、販売・頒布等を目的とする上記行為が原則禁止されます。

罰則

違法な譲渡し捕獲等

個人の場合

5年

以下の懲役

または

500万円

以下の罰金

法人の場合

1億円

以下の罰金

「種の保存法」以外の法令

「種の保存法」以外にも、動植物の捕獲・採取等を禁止する法律や条例があります。主な法令は下記の通りです。「種の保存法」以外の各法令について、詳細は各団体にお問い合わせください。

○ 自然公園法の規制

国立公園及び国定公園に指定されている地域では、下記のような規制があります。

捕獲・採取の禁止

特別保護地区では、トラップ設置の有無や動植物の種類に関係なく、すべての動植物の捕獲・採取、卵の採取、落葉落枝の採取について事前に許可が必要です。また、特別地域でも、種によっては捕獲・採取について事前に許可が必要です。

トラップ設置の禁止

特別保護地区を含む特別地域における昆虫採集等のためのトラップなどの設置には、事前の許可が必要です。大きさの大小にかかわらず、トラップを木に結ぶ、地面に置くなどといったものも規制対象になります。

※特別保護地区等の区域は国立公園のHPまたは各自然保護官事務所にお問合せの上、ご確認ください。
※県立自然公園においても同様の規制がありますので、詳しくは各公園の管理者までお問い合わせの上、ご確認ください。

○ 国・県・市町村の天然記念物

以下の法律・条例で指定されている天然記念物の捕獲・採取には、事前に許可申請が必要です。

- 文化財保護法
- 鹿児島県文化財保護条例
- 沖縄県文化財保護条例
- 各市町村の文化財保護条例

種の保存法で保護されていない奄美・沖縄の天然記念物(動植物)

カラスバト(国)	アマミハナサキガエル(鹿児島県)
カンムリウミスズメ(国)	ダイトウグイス(喜界町)
ルリカケス(国)	フタオチョウ(沖縄県)
イイジマムシクイ(国)	コノハチョウ(沖縄県)
ジュゴン(国)	アサヒナキマダラセセリ(沖縄県)
セマルハコガメ(国)	ヨナグニサン(沖縄県)
キシノウエトカゲ(国)	ミヤコジマソウ(宮古島市)
オカヤドカリ(国)	ミヤコジマハナワラビ(宮古島市)

※上記のほか、特定の地域において天然記念物に指定されている動植物があります。詳細は各法律・条例をご確認ください。



アマミハナサキガエル

○ 県・市町村のその他の希少種保護等に関する条例

以下の条例で指定されている希少種の捕獲・採取には、事前に許可申請が必要です。

- 鹿児島県希少野生動植物種の保護に関する条例
- 沖縄県希少野生動植物保護条例
- 各市町村の希少種保護等に関する条例

【問い合わせ先】  環境省 沖縄奄美自然環境事務所 Tel: 098-836-6400 Mail: NCO-NAHA@env.go.jp 〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階

【制作】 (一財)沖縄県環境科学センター
【写真提供】 (一財)沖縄美ら島財団 阿部篤志(ホウライムラサキ、ホザキヒメラン、イリオモテカヤラン)



ヤンバルオオイテモンジシマゲンゴロウ



イリオモテカヤラン



ホザキヒメラン

奄美沖縄の 国内希少野生動植物種 163種 令和7年2月



カンムリワシ



ホウライムラサキ



アマミトゲネズミ

国内希少野生動植物種は、「種の保存法※」に基づき、捕獲・採取や譲渡し等が原則として禁止されています。今後も追加指定されていきますのでご注意ください。種の保存へのご理解とご協力をお願いします。

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

 環境省 沖縄奄美自然環境事務所

